

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成30年 4月10日（諮問第128号）

答申日：令和 元年 5月13日（答申第89号）

事件名：私立の高等学校の建物移転補償に関する文書の部分公開決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、秋田和洋女子高等学校（以下「本件高等学校」という。）の建物移転補償に関する全ての文書（以下「本件対象文書」という。）について、部分公開とした決定は妥当である。

なお、審査請求人は、本件対象文書のうち個人の氏名、生年月日、住所及び各種資格登録番号を非公開としたことについては、審査請求の対象にしていないことから、当審査会では判断しない。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成29年12月21日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年12月26日、本件公開請求に対し、条例第10条第1項の規定に基づき、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年1月19日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取り消し、変更することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

実施機関は、補償額算定の価格要因を一部公開しないのは「ある個別の事務又は事業に関する情報が公開されると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じることがあり得るため。」としているが、補償費算定に客観性があり適正であれば、なんら非公開とする理由が見当たらない。また、補償費算定の価格等が明らかにならなければ、その建物移転補償費が「適正」なものであるかの判断をすることができない。

建物平面図等も不開示となっているが、その理由も、全くもって理解不能である。

地元の新聞（以下「地元紙」という。）では、補償費の概算額やその内訳が掲載されていた。しかし、審査請求人に対しては、その金額も開示されていない。

(2) 反論書における主張

実施機関は、「現時点で交渉及び契約の前段階」また「補償額の概算額であり、この金額をもって交渉し」そして「被補償者との交渉は今後行うことから」などと弁明しているが事実とは異なっている。

本件高等学校との移転補償等に関する交渉は、秋田市の副市長がトップとして当たっている。平成29年11月秋田市議会定例会本会議において同市の副市長と企画財政部長は、「移転補償に係る契約を締結するということを前提にして合意をした。」、「合意をした日は11月6日であり覚書は12月11日付けで交わした。」、「移転補償費の概算額を伝え相手（本件高等学校）が同意した。」、「金額は口頭で伝えたが民法上の意思の合致は契約の成立とされている。」などと答弁をしている。

本件対象文書の公開時には、秋田市と本件高等学校は移転補償に関し、協議・交渉・契約（覚書）を行っており、弁明書の弁明理由は該当しない。また、「将来の同種の事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるため、非公開としたものである。」と弁明しているが、現時点（3月28日）で本件高等学校側とは契約締結に至っておらず、3月上旬の予定からは大きくずれ込んでいる。公文書を一部非開示にす

ること以前に「事務の適正な遂行に支障」をきたしている「何か」に担当課は注意を注ぐべきである。

秋田市では県・市連携文化施設整備に伴う建物等調査積算業務委託報告書（以下「中間概算報告書」という。）の内容に沿って本件高等学校と協議・交渉し覚書（契約書）を交わすまでに至っている。さらに、平成29年11月秋田市議会定例会では中間概算報告書に記載の金額を含む継続費が審議され可決されていることを見ても中間概算報告書の金額は重要な意味を持つ金額である。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件高等学校の建物移転補償の経緯について

秋田県と秋田市が秋田県民会館の跡地に共同で新文化施設を建設するに当たり、隣接する本件高等学校の本校舎が存する土地に付属駐車場を整備する計画がある。そのため、本件高等学校に移転してもらい、本件高等学校を設置する学校法人（以下「本件学校法人」という。）に対し、建物移転補償を行うものである。

2 条例第6条第1項第4号（事務・事業情報）該当性について

補償費算定の価格要因のうち、法人の所有する財産の種類及び数量並びに損失補償に係る金額、建物の単価、建物の推定再建築費、再築補償率、諸経費率及び計画建物図面（以下「補償費算定の価格要因」という。）、法人が所有する財産を示す図面（以下「財産図面」という。）並びに法人が所有する建物平面図面、仕上表、建具図及び建具表は、条例第6条第1項第4号に該当し、契約、交渉事務及び将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非公開としたものである。

秋田市が委託している県・市連携文化施設整備に伴う建物等調査積算業務（以下「積算業務」という。）に係る中間概算報告書による補償額は、積算業務の委託契約に基づく補償額の概算額であり、この金額をもって交渉し建物移転補償契約（以下「補償契約」という。）を締結するものではない。

現時点で被補償者との交渉及び補償契約の前段階であるため、建物移転補償の概算額及び算定の内容を公開すると、対等な立場での交渉が困難になり、その結果補償契約の締結に至らないこともあり得る。計画建

物に関する平面図等も、補償額の算定根拠となる情報の一部であり、これを公開すると、補償契約を締結する前に補償額の推計ができるようになるなど、今後の交渉に支障をきたすことがあり得る。

また、被補償者との交渉事務の特殊性及び被補償者の協力なしには適正な補償額の積算ができないという点を考慮すると、被補償者の事業の詳細を推知させる情報や補償額の算定根拠を公開することになれば、信頼関係が損なわれ、資料の提供を拒まれるなど、今後補償額を適正に決定するための有益な情報が得難くなり、ひいては将来の同種の事務における適正な補償額の決定に著しい支障が生ずることもあり得る。

3 条例第6条第1項第2号（法人等の情報）該当性について

補償費算定の価格要因、財産図面並びに法人が所有する建物平面図面、仕上表、建具図及び建具表は、条例第6条第1項第4号に該当するほか、同項第2号にも該当し、法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれるおそれがあるため非公開としたものである。

これらの情報は、本件学校法人が所有する財産等を記載したものであり、私立学校法（昭和24年法律第270号）第47条第2項の規定により学校法人に一般公開を義務付けしておらず、閲覧者を制限している財務資料と同様の性質を持つものとする。

私立学校の経営が厳しさを増す中、県内にある1つの学校法人のみの財産保有状況などを行政が公開することは、他の私立学校との競争性について公平性を欠き、本件学校法人の地位が損なわれると判断した。

また、本県においては、少子高齢化が急速に進行し、高等学校の入学者は年々減少の一途をたどっている。秋田市内の私立高等学校においても安定的な経営に関わる重大な問題となっており、各私立高等学校では生徒募集に係る学校間競争が起こっている。入学希望者とその保護者にとっては、校舎の新しさや設備の充実についても、学校を選ぶ際の重要なファクターとなっており、補償費算定の価格要因及び財産図面を公開すると、一般的には外部の観察だけでは分からない建物の内部の構造、使用資材等が分かり、校舎や設備の老朽化の度合い等を推測することになり、入学希望者等の選択意欲に影響する。また、今後、金融機関から資金を借り入れる必要が生じた場合の査定にも影響するなど、学校の安定的な経営に重大な影響をもたらす。

4 条例第6条第1項第7号（人の生命、財産等の保護に関する情報）該当性について

法人が所有する建物平面図面、仕上表、建具図及び建具表は、条例第6条第1項第2号及び第4号に該当するほか、同項第7号にも該当し、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障を及ぼすおそれがあるため非公開としたものである。

平成21年に改正された学校保健安全法（昭和33年法律第56号）では、学校における児童生徒等の安全確保を図るため、対処要領の作成等を学校に義務付け、文部科学省では、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を作成し、学校や地域の実情に応じた危機管理マニュアルの作成等を促している。

本県では、平成17年3月に、秋田県安全・安心まちづくり条例（平成16年秋田県条例第19号）に基づき、秋田県、秋田県教育委員会及び秋田県公安委員会の三者が「学校等及び通学路等における児童等の安全確保指針」を策定するとともに、この指針を説明した防犯マニュアルを発行しており、当該防犯マニュアルには学校等内への不審者の侵入防止対策として学校等がとるべき様々な対策が記載されている。

学校設置者が防犯マニュアルを作成し、学校の安全対策に万全を期しているにもかかわらず、学校への侵入に少しでも関係する情報を公にすると、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれを助長させると思慮した。

建物平面図面には、外部に面する建具の位置や規格寸法等が記載されており、これを公開すると、外部から校舎内部への侵入方法を予見させ、人の生命、身体等の保護に支障をきたすことがあり得る。仕上表には、床、壁、天井等の仕上げが記載されており、これを公開すると、盗撮や盗聴等を目的とした機材を設置するための検証資料となり、建具図及び建具表には、扉、窓、鍵等の位置、構造等が記載されており、これを公開すると、盗撮や盗聴等を目的とした機材を設置するための侵入経路の検証資料となり、学校への侵入を誘発するなどのおそれが想定される。

5 地元紙へ掲載された補償費概算額等が審査請求人に対して公開されていないことについて

地元紙へ掲載された補償費概算額等は、平成29年12月8日の秋田県議会産業観光委員会及び同年12月14日の秋田市議会総務委員会における審議資料を基にして積算されたものと推察される。

本件対象文書の特定に当たり、審査請求人と話をしてどのような文書を候補とすべきかを時系列で確認したが、当該審議資料は、秋田市議会の全議員に配布されており、同議会の議員である審査請求人へも配布さ

れていたことから、当該審議資料の内容を既知であると判断し、本件対象文書から除外したものである。

なお、当該審議資料は、秋田県と秋田市の双方の議会で、条例及び秋田市情報公開条例の公開の基準に違反しない範囲で中間概算報告書の内容を整理して同じ内容のものを作成し、それぞれ議会に諮ったものである。当該審議資料と本件対象文書は内容的には重なるものであるが、補償費概算額等については、黒塗りでは予算の審議ができない状況であったため、条例と照らし合わせながらどこまでが出せる範囲か検討し、金額を括って出したものである。

第5 調査審議の経過

- 1 平成30年 4月10日 諮問の受付
- 2 同 年 6月19日 審議
- 3 同 年 8月30日 審議
- 4 同 年10月 9日 審議
- 5 同 年11月14日 実施機関が意見陳述
- 6 同 年12月25日 審議
- 7 平成31年 1月29日 審議
- 8 同 年 3月19日 審議
- 9 同 年 4月23日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

実施機関は、本件公開請求について、次の(1)から(3)までの文書を本件対象文書として特定した。

- (1) 「県・市連携文化施設整備に伴う建物等移転補償事前調査業務報告書」

平成29年3月27日付けで業務受託者から秋田市長宛てに提出されたものであり、報告書本文及び参考法令等で構成され、秋田県と秋田市が共同で整備する新文化施設の建設に伴い生じる本件高等学校の本校舎移転に関する基本的な補償方針の提案等が記載されている。

- (2) 中間概算報告書

平成29年11月10日付けで積算業務の受託者から秋田市長宛てに提出されたものであり、「概算額提示に当たって」と題する書面、報告書本文、補償費内訳書等及び各種図面で構成され、対象物件の概要、

補償等の内容、補償費内訳書（概算金額）、建設費、解体費、工作物等の移転費、新校舎の概要、現校舎に関する写真、配置図、立面図、平面図、仕上表、建具図、建具表、求積図、新校舎の設計図面等が記載されている。

- (3) 「県・市連携文化施設の整備に伴う秋田和洋女子高等学校の移転補償に関する覚書」（以下「移転補償に関する覚書」という。）

本件高等学校の移転補償に関して、平成29年12月11日付で秋田県、秋田市及び本件学校法人（以下「三者」という。）が締結した覚書であり、覚書の目的、合意内容、守秘義務等が記載されている。

2 本件処分について

実施機関は、本件処分において、本件対象文書のうち、次の(1)から(4)までに掲げる情報を非公開とした。

- (1) 個人の氏名、生年月日、住所及び各種資格登録番号
- (2) 補償費算定の価格要因
- (3) 財産図面
- (4) 法人が所有する建物平面図面、仕上表、建具図及び建具表

実施機関は、これらの情報を非公開とした理由について、(1)の情報は条例第6条第1項第1号に掲げる非公開情報に、(2)から(4)までの情報は、いずれも法人の財産に係る情報であり、同項第2号及び第4号に掲げる非公開情報に、(4)の情報は更に同項第7号に掲げる非公開情報にも該当すると説明している。

3 本件処分の妥当性について

- (1) 条例第6条第1項第4号（事務・事業情報）該当性

実施機関は、2(2)から(4)までの情報が、条例第6条第1項第4号に該当すると主張しているため、この点について検討する。

本号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、県の機関等が行う事務又は事業は、法令等に基づき公益に適合するように行わなければならない、自らの判断と責任において適正に遂行することが求められていることから、公開することによりこれらの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開とする合理的な理由があるとしたものである。

なお、契約、交渉その他同種のもので反復されるような性質の事務

又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報が公開されると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るが、このような情報も本号に該当する。

補償交渉の事務を円滑に進めていくためには、被補償者との信頼関係を構築することが極めて重要である。実施機関が非公開とした2(2)から(4)までの情報は、通常、外部に公表されていない本件学校法人の内部情報であり、また、本件高等学校の本校舎全体の移転に関わるものであることから、本件高等学校に係る財産の詳細を推察することができるものであると考えられる。審査請求人は、今後の補償交渉に関し、本件処分時点で補償契約の締結について既に合意が成立しており、被補償者との交渉は今後行うとする実施機関の説明は事実と異なっている旨主張するが、移転補償に関する覚書の第2条によれば、三者は中間概算報告書による対象物件、補償方法など移転補償の算定方法について合意しつつも、補償契約の締結に至るまで協議が継続されることになっていることが認められる。以上のことを踏まえると、実施機関が説明するように、補償交渉及び補償契約の締結をする前にこれらの情報を公開することになれば、実施機関と本件学校法人との信頼関係が損なわれ、今後の補償交渉が円滑に進まなくなり、ひいては補償契約の締結に至らなくなる等の支障が生じる蓋然性は否定できない。

また、実施機関がこのような情報を公開することになれば、他の同種の事業の被補償者においても実施機関に対する不信感が生まれ、必要な情報の提供や協力を躊躇し、その結果適正な補償費を算定できなくなる等、将来の補償事務の適正な遂行に支障が生ずることも予想される。

したがって、2(2)から(4)までの情報は、公開すると、実施機関が行う補償事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、条例第6条第1項第4号に該当し、非公開とした決定は妥当である。

実施機関は、2(2)から(4)までの情報が他の非公開事由にも該当する旨説明しているが、既に述べたとおり条例第6条第1項第4号に該当し、非公開とすべきである以上、当審査会では、その余の非公開事由該当性については判断しない。

(2) 地元紙へ掲載された補償費概算額等

審査請求人は、地元紙では補償費の概算額やその内訳が掲載されていたにもかかわらず、審査請求人に対してはその金額も公開されてい

ないと述べている。

実施機関は、地元紙へ掲載された補償費概算額等は、秋田県議会産業観光委員会及び秋田市議会総務委員会に提出された審議資料を基にして積算されたものと推察されたとし、当該審議資料に記載されている金額は、条例及び秋田市情報公開条例の基準に違反しない範囲で中間概算報告書に記載されている金額を括って出したものであると説明している。その上で、当該審議資料を本件対象文書としなかったことについて、本件対象文書の特定に当たり、どのような文書を対象にすべきか審査請求人と話をして時系列で確認を行ったが、当該審議資料は、当時、秋田市議会の全議員に配布されており、同議会の議員である審査請求人も当該審議資料の内容を既知であると判断し、本件対象文書から除外したと説明している。実施機関が審査請求人の意向を確認しながら本件対象文書の特定を行ったということ、当該審議資料は秋田県公式ウェブサイトで公表されていること等を踏まえると、実施機関が当該審議資料を本件対象文書としなかったことには相応の合理性が認められる。なお、当審査会が本件対象文書及び当該審議資料を見分したところ、補償種別ごとの金額は記載されているものの、地元紙へ掲載された補償費概算額等と一致する金額は記載されていないことが確認された。

(3) 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

なお、審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

第7 答申に関与した委員

区分	氏名	職名
	阿部千鶴子	司法書士
	池村好道	白鷗大学法学部教授
会長	柴田一宏	弁護士
	田仲和子	消費生活実践グループ in 秋田「こまちの会」元副代表
会長代理	三浦清	弁護士